

刈谷アスリート認定制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、各種競技の技術力向上と普及振興を図り、もって本市におけるスポーツの活性化を目指すため、世界・全国レベルで活躍する刈谷市にゆかりのある有力選手及びチームを刈谷アスリートに認定する刈谷アスリート支援制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 刈谷アスリートの認定の対象になるもの（以下「認定対象者」という。）は次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に在住し、在学し、若しくは勤務する者、刈谷市出身者（市内の小学校又は中学校を卒業した者をいう。）若しくは本市を活動拠点としている者又は本市を活動拠点としているチーム

(2) 次条第1号から第8号までに規定する大会に、第4条に規定する認定の申請を行う年度及びその前年度若しくはその前々年度において出場したもの又は出場する予定であるもの

2 前項の規定にかかわらず、刈谷市ホームタウンパートナーとして認定されたチーム及び当該チームの選手は認定対象者としない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に認めた選手及びチームについては認定対象者とすることができる。

(認定対象大会)

第3条 刈谷アスリートの認定の対象となる大会は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会

(2) 国、日本オリンピック委員会（JOC）若しくは日本パラリンピック委員会（JPC）の加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくは公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟団体が選手を派遣する世界選手権大会

(3) アジア競技大会又はアジアパラ競技大会

(4) ワールドユニバーシティゲームズ

(5) デフリンピック

(6) スペシャルオリンピックス (世界大会に限る。)

(7) 国際競技連盟又はこれに準ずる団体が主催するアジア地域以上を対象とする大会であって、市長が国際大会と認めるもの

(8) 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全日本選手権大会その他これらに準ずる大会

(認定の申請)

第4条 刈谷アスリートの認定を受けようとするものは、刈谷アスリート認定 (更新) 申請書 (様式第1号) に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 認定対象者の概要がわかる書類

(2) 認定対象者であることがわかる書類

(認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは刈谷アスリートに認定をし、認定証を交付する。

(認定期間)

第6条 刈谷アスリートとして認定する期間は、認定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3回目に到来する3月31日 (以下「認定期間満了日」という。) までとする。

(認定の更新)

第7条 刈谷アスリートは、認定期間満了日の翌日において第2条の認定対象者であると見込まれる場合は、当該認定の更新を受けることができる。この場合において、同条第2号に規定する「第4条に規定する認定の申請を行う年度及びその前年度若しくはその前々年度において」とあるのは「認定期間のうちに」と読み替える。

2 第4条から第6条の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。この場合において「認定を」とあるのは「認定の更新を」と読み替える。

(認定の解除)

第8条 市長は、刈谷アスリートが次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解除するものとする。

(1) 認定解除の申し出があった場合

(2) 現役を引退した場合

(3) 第2条で規定する認定対象者でなくなった場合

(4) その他認定を継続することが困難となる事情が生じた場合

2 市長は、前項の規定により認定の解除を行ったものに対して認定解除通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援の内容)

第9条 市長は、刈谷アスリートの活動に対し、次の第1号から第3号の支援を、第3条第1号から第6号までの大会に出場する刈谷アスリートについては、次の第4号及び第5号の支援を、可能な範囲で行うこととする。

(1) 刈谷アスリートの情報の、市ホームページやウィングアリーナ刈谷等での広報活動

(2) 刈谷アスリートに対する支援協賛企業の募集等についての支援

(3) ウィングアリーナ刈谷のトレーニングルーム及びプール並びにウェーブスタジアム刈谷の個人利用についての支援

(4) 市民だよりや懸垂幕等により大会の出場についての広報

(5) パブリックビューイングの実施

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要と認めた支援を行うことができる。

(刈谷アスリートの協力)

第10条 刈谷アスリートは、市が実施するスポーツ推進活動、市のシティプロモーション等への協力を努めなければならない。

2 チームとして刈谷アスリートに認定されたものについては、スポーツを通して市民と交流するなどの地域貢献活動を積極的に行うものとする。

(スポーツ協会の協力)

第11条 刈谷市スポーツ協会は、第9条の規定による支援及び前条の規定による刈谷アスリートが行う活動に協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。